



《会計・税務の知識》

「節税」と「脱税」と「租税回避」

前回の国際税務訴訟判決の解説中で使用した「租税回避」の用語への質問がありました。そこで一度整理してみたいと思います。

「脱税」は、不正な方法により税金を支払わない事である。売上げの除外、経費の水増し、財産隠しといった手法が典型であり、脱税額が千万円単位になれば身柄拘束もある世界である。

「租税回避」とは、取引はすべて私法上有効で、仮装隠蔽もない合法的な行為ではあるが、税務調査によって否定をされてしまう取引をいいます。

こちらは身柄拘束はないが、金額によっては新聞記事になるケースである。

「租税回避」と「節税」に関する私の尺度はこうである。

端的に「裁判で争える内容か否か」である。

税「行政」の中で尺度を求めず、「司法」を念頭におくのである。

専門的な表現を使えば、租税回避と認定されないためには「その行為が合理的な経済取引であり、租税軽減をもつばら、または主として目的としてないこと」が重要である。

つまり、税が減少しなければ絶対に行わない取引が問題なのである。

たとえば、利回りゼロの金融商品を大量に購入したら何らかの税が大きく減少した。これでは、税行政から否認されても裁判では争えない。

利殖を全く求めない金融商品の購入に、経済的合理性を見出せないからである。

一般納税者の方で「租税回避」手法に手を染めていても本人はその意識はなく、問題のない節税手法だと信じている場合も少なくない。



『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>